

府子本第333号
平成30年4月18日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

子どものための教育・保育給付交付金の交付について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条第1項の規定に基づく交付金の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付交付金交付要綱」により行うこととし、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。